# 島田市制施行20周年冠事業取扱要領

制定　令和７年２月10日

（趣旨）

第１条　この要領は、島田市制施行20周年冠事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「冠事業」とは、島田市の市制施行20周年を記念して実施する事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業（市が自ら行うものを除く。）をいう。

（対象事業）

第３条　冠事業は、次に揚げる要件を全て満たすものを対象とする。

(1) 令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に実施すること。

(2) 市民の参加を通して、市内外へ島田市の良さや魅力を効果的にＰＲしていると認められること。

（冠称）

第４条　事業の名称に付する冠は、「島田市制施行 20 周年」とする。

（使用の申請）

第５条　前条の冠を使用しようとする者は、あらかじめ島田市制施行20周年冠事業承認申請書（様式第１号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　前項の申請書は、当該事業又は団体等を所管する課等がある場合は当該課等において受付をし、所管する課等が明らかでない場合は地域生活部市民協働課において受付をするものとする。

（使用の承認）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、冠の使用の承認又は不承認を決定し、島田市制施行20周年冠事業承認通知書（様式第２号）又は島田市制施行20周年冠事業不承認通知書（様式第３号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による承認（以下「冠事業の承認」という。）に当たり、必要な条件を付することができる。

３　市長は、申請のあった事業が次のいずれかに該当すると認めるときは、冠事業の承認をしないものとする。

(1) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあるもの

(2) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあるもの

(3) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現その他これらに類する目的のために利用していると誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの

(4) 島田市の信用及び品位を損なうおそれがあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるもの

（使用期間）

第７条　冠の使用期間は、原則として承認を受けた日から当該冠事業の完了の日又は令和８年３月31日のいずれか早い日までとする。

（冠事業の内容変更又は中止）

第８条　冠事業の承認を受けた者が、当該冠事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をし、又は冠事業を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

（承認の取消し）

第９条　市長は、冠事業の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 冠事業が第３条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は第６条第３項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(2) 使用承認に付した条件に違反したとき。

(3) 申請の内容に虚偽があると認められたとき。

(4) 前３号に揚げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

２　前項の場合において、承認を受けた者に損害が生じることがあっても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

（後援名義の使用に係る手続の特例）

第10条　冠事業の承認を受けようとする事業について、島田市の後援に関する要領第５条の規定による後援名義使用の承認又は島田市教育委員会の後援に関する要領第５条の規定による後援名義使用の承認を受けようとするときは、島田市の後援に関する要領第４条第１項に規定する島田市後援名義使用承認申請書又は島田市教育委員会の後援に関する要領第４条に規定する島田市教育委員会後援名義使用承認申請書の提出をもって、第５条第１項の規定による島田市制施行20周年冠事業承認申請書の提出に代えることができる。この場合において、島田市後援名義使用承認申請書又は島田市教育委員会後援名義使用承認申請書に第４条に規定する冠の名称を明記するものとする。

２　前項の規定の適用を受ける者に対する第６条第１項の規定の適用については、同項中「島田市制施行20周年冠事業承認通知書（様式第２号）又は島田市制施行20周年冠事業不承認通知書（様式第３号）」とあるのは、「島田市の後援に関する要領第５条に規定する島田市後援名義使用承認通知書又は島田市教育委員会の後援に関する要領第５条に規定する島田市教育委員会後援名義使用承認（不承認）通知書」とする。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和７年２月10日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

# 島田市制施行20周年冠事業承認申請書

年　　月　　日

島田市長

住　　所
申請者　団 体 名
氏　　名

島田市制施行20周年冠事業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、実施に当たっては、承認の条件に従います。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事　業　名 | | | |
| 開　催　日 | 令和　　年　　月　　日（　）から<br>令和　　年　　月　　日（　）まで　　日間 | | |
| 開 催 場 所 | | | |
| 事 業 内 容<br>及 び 目 的 | ※別紙に添付しても可 | | |
| 事業対象者 | | 参加予定人数 | 人 |
| 参 加 料 等 | □ 有（　　円）　□ 無<br>※入場料・参加料・その他（　　）として徴収 | | |
| 担 当 者 名<br>（連絡先） | 【担当者名】<br>【電話番号】<br>【E-mail】 | | |
| そ　の　他 | | | |

（注）　次の資料を添付してください。
　１　事業計画書
　２　事業に係る収支予算書（入場料、参加料その他の費用を徴収する場合のみ。）

様式第２号（第６条関係）

# 島田市制施行20周年冠事業承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

島田市長　　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった島田市制施行20周年冠事業承認申請について、次の条件を付して承認します。

１　承認の条件

(1) 事業内容が申請の記載内容に相違しないこと。

(2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）又は事業を中止する場合は、速やかに市に報告すること。

(3) 事業実施及び申請に要する経費は主催者が負担すること。

(4) 事業実施にあたって発生した事故等に対しては、市は補償等一切の責任を負わない。

２　注意事項

承認の条件への違反や、冠事業にふさわしくない事実があった場合は、承認後であっても承認を取り消すことがあります。

様式第３号（第６条関係）

# 島田市制施行20周年冠事業不承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

島田市長　　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった島田市制施行20周年冠事業承認申請について、次の理由により承認しない。

１　不承認の理由